

医療機関の皆様へ

マル障(法別 80136×××)・マル親(法別 81136×××)の患者負担額(公費)の記載は原則として1円単位です <10円単位の記載受付の猶予期間終了のお知らせ>

～平成27年5月請求分から～

マル障(法別 80)・マル親(法別 81)のレセプトへの公費一部負担金の記載については、平成21年5月請求分以降、診療報酬請求書等の記載要領に準じ、原則として1円単位(10円未満の端数を四捨五入する前の額)で記載することに変更となりましたが、当時、医療機関等におけるレセプトコンピュータへの対応準備期間等を考慮し、当分の間の猶予期間として、10円単位(10円未満の端数を四捨五入した後の額)の記載も認めてきたところです。

この猶予期間は平成27年4月請求分までで終了とし、平成27年5月請求分以降は診療月にかかわらず、原則として1円単位(10円未満の端数を四捨五入する前の額)の記載のみとさせていただきます。

(ただし、医療保険の一部負担金額を10円単位で記載する場合(高齢者の入院等)や高額療養費の定額の限度額(12,000円等)を記載する場合は、マル障・マル親の一部負担金額も10円単位で記載してください。)

<例>70歳未満一般 外来

平成21年5月請求分以降(当初)【猶予期間】

保険	請求点	※決	定	点	一部負担金額円
保険	6,006				
公①		点		点	6,006円
公②		点		点	円

保険	請求点	※決	定	点	一部負担金額円
保険	6,006				
公①		点		点	6,010円
公②		点		点	円

どちらの記載も認めていた

平成27年5月請求分以降(診療月にかかわらず)【猶予期間終了】

保険	請求点	※決	定	点	一部負担金額円
保険	6,006				
公①		点		点	6,006円
公②		点		点	円

1円単位(10円未満の端数を四捨五入する前の額)で記載する

※その他、記載事例はホームページでご案内しています。

東京都福祉保健局 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/josei/index.html>

社会保険診療報酬支払基金東京支部

http://shiharaiweb/ssk/goannai/jigyonaibo/chitan/jutaku/13_tokyo.html

東京都国民健康保険団体連合会

http://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/insurance/medical_expenses/

(お問合せ)

マル障・マル親制度全般に関すること

東京都福祉保健局保健政策部医療助成課 マル障: 03-5320-4571 マル親: 03-5320-4282

レセプト請求に関すること

社会保険診療報酬支払基金東京支部 審査企画部 事業管理第1課 03-3987-6181(内 3410)

東京都国民健康保険団体連合会 企画事業部 管理課: 管理係 03-6238-0321